

電気供給約款

(低圧)

取次用

北陸電力管内

2024年4月1日実施

ミライフ西日本株式会社

電気供給約款目次

第1章 総則	- 1 -
第1条 適用.....	- 1 -
第2条 本約款の変更.....	- 1 -
第3条 定義.....	- 1 -
第4条 単位および端数処理.....	- 2 -
第5条 実施細目等.....	- 3 -
第2章 契約について	- 3 -
第6条 電気需給契約締結前の確認事項.....	- 3 -
第7条 契約の要件.....	- 3 -
第8条 電気需給契約の成立および契約期間.....	- 3 -
第9条 需要場所.....	- 4 -
第10条 電気需給契約の単位.....	- 4 -
第11条 供給の開始.....	- 4 -
第12条 供給の単位.....	- 4 -
第13条 承諾の限界.....	- 4 -
第14条 電気需給契約書の作成.....	- 4 -
第3章 契約種別	- 5 -
第15条 契約種別.....	- 5 -
第4章 料金の算定および支払い	- 5 -
第16条 料金.....	- 5 -
第17条 料金の適用開始の時期.....	- 6 -
第18条 検針日.....	- 6 -
第19条 料金の算定期間.....	- 6 -
第20条 使用電力量等の計量.....	- 6 -
第21条 料金の算定.....	- 7 -
第22条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限.....	- 8 -
第23条 延滞利息.....	- 9 -
第5章 使用および供給	- 9 -
第24条 適正契約の保持.....	- 9 -
第25条 力率の保持.....	- 9 -
第26条 需要場所への立入りによる業務の実施.....	- 9 -
第27条 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	- 10 -
第28条 供給の停止.....	- 10 -
第29条 供給停止の解除.....	- 11 -

第 30 条 供給停止期間中の料金.....	- 11 -
第 31 条 違約金	- 11 -
第 32 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	- 12 -
第 33 条 損害賠償の免責.....	- 12 -
第 34 条 設備の賠償	- 13 -
第 6 章 契約の変更および終了	- 13 -
第 35 条 電気需給契約の変更	- 13 -
第 36 条 名義の変更.....	- 13 -
第 37 条 電気需給契約の廃止	- 13 -
第 38 条 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算	- 14 -
第 39 条 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	- 14 -
第 40 条 解約等	- 14 -
第 41 条 電気需給契約消滅後の債権債務関係.....	- 14 -
第 7 章 工事および工事費の負担.....	- 14 -
第 42 条 供給設備の工事費負担.....	- 14 -
第 43 条 計量器等の取付け	- 15 -
第 8 章 保安	- 15 -
第 44 条 保安の責任.....	- 15 -
第 45 条 保安等に対するお客さまの協力	- 15 -
第 9 章 そ の 他.....	- 16 -
第 46 条 連絡体制.....	- 16 -
第 47 条 守秘義務.....	- 16 -
第 48 条 暴力団排除条項.....	- 16 -
第 49 条 管轄裁判所	- 17 -
別表.....	- 19 -

第1章 総則

第1条 適用

- (1) 送配電事業者の託送供給等約款に則り、当社が取次契約を締結する小売電気事業者であるミライフ株式会社（当社とあわせて「当社等」といいます）から低圧（第3条（定義）にて定義します。）にて電気を供給するときの電気料金（以下単に「料金」といいます。）その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）によります。
- (2) 本約款は、以下の地域に適用いたします。
富山県、石川県、福井県(一部を除きます)、岐阜県の一部

第2条 本約款の変更

- (1) 第3条（定義）第(9)項に定める所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款に変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合、変更後の本約款の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の本約款の内容および実施期日を当社ホームページに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (2) 本約款を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、これに代えて当社ホームページ等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとし、
- (3) 本約款を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合に限る。）における電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、これを行わないものとし、

第3条 定義

次の用語は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 「休日等」：日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、ならびに1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日および12月30日・31日とします。
- (2) 「夏季」：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (3) 「その他季」：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (4) 「低圧」：標準電圧100ボルトまたは200ボルトのものをいいます。
- (5) 「契約電流」：契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (6) 「契約容量」：契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (7) 「契約電力」：契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (8) 「使用電力量」：お客さまが使用した電力量であり、所轄の一般送配電事業者が設置した

計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された30分ごとの値をいいます。

- (9) 「所轄の一般送配電事業者」：北陸電力送配電株式会社をいいます。
- (10) 「所轄の一般電気事業者」：北陸電力株式会社をいいます。
- (11) 「需給地点」：電気の需給が行われる地点をいい、所轄の一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。
- (12) 「消費税等相当額」：消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (13) 「営業日」：土曜、日曜、国民の祝日および法令等により日本において銀行が休業することを認められ、もしくは休業することを義務づけられている日以外の日をいいます。
- (14) 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (15) 「貿易統計」：関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (16) 「平均燃料価格算定期間」：貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間、または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット(W)または1ボルトアンペア(VA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

第5条 実施細目等

- (1) 電気需給契約書または本約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社等との協議によって定めます。
- (2) 電気需給契約書または本約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社等との協議によって定めます。

第2章 契約について

第6条 電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認いただいたうえ、契約種別、供給電気方式、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法その他必要な事項を協議させていただいた上で電気需給契約を締結させていただきます。なお、契約種別は、お客さまが他の小売電気事業者と締結していたものと原則として同種の契約種別を適用するものとします。これを変更するときは、お客さまと当社等とで協議することといたします。また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにいただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第7条 契約の要件

お客さまに当社等が電気を供給する際は、所轄の一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款における需要者にかかわる事項および託送供給約款で定める技術要件を遵守していただきます。

第8条 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。なお、本約款において「電気需給契約」または「電気需給契約書」という場合、第14条（電気需給契約書の作成）に従い作成するものの他、お客さまからご提出いただく申込書に当社が承諾したものを含むものとします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 電気需給契約が成立した日から、第17条（料金の適用開始の時期）に定める料金の適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了日の14日前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

- ハ 契約期間満了日の14日前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了となります。

第9条 需要場所

- (1) 当社は、1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、この場合において、「構内」とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、「建物」とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、第(1)項にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物が所轄の一般送配電事業者において 1 需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱といたします。

第10条 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1 名もしくは 1 法人または 1 需要場所について、1 電気需給契約を結びます。

第11条 供給の開始

- (1) 当社等は、お客さまとの間で電気需給契約の内容につき合意に達したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責めに帰すべき事由により、当社等との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、需給開始がなされるまでの基本料金の 50%相当額を負担していただきます。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社等からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第12条 供給の単位

当社等は特別の事情がない限り、1 需要場所につき 1 供給電気方式 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

第13条 承諾の限界

当社は法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には電気需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。

第14条 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

第3章 契約種別

第15条 契約種別

(1) 契約種別は、第6条（電気需給契約締結前の確認事項）第(1)項なお書きに従い定めるものとし、次のとおりとします。

- ① ミライフでんき（北陸）電灯 B
- ② ミライフでんき（北陸）電灯 C

(2) 契約種別ごとの、対象となるお客さま、供給電気方式、供給電圧、周波数、契約電力等については、当社等とお客さまとの協議により決定させていただくものとし、特段の合意のない事項については、所轄の一般電気事業者が公表する約款に準じて決定するものとし

第4章 料金の算定および支払い

第16条 料金

(1) 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2（燃料費調整）(1)ニ燃料費調整額を加えたものといたします。基本料金または最低料金、電力量料金は、次のとおりとします（価格はすべて税込）。

イ ミライフでんき（北陸）電灯 B

①基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は0円といたします。

契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1210 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1452 円 00 銭

②電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	33 円 24 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	37 円 13 銭
300 kWh をこえる	38 円 84 銭

ロ ミライフでんき（北陸）電灯 C

①基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は0円といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭
---------------------	------------

②電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	33 円 24 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	37 円 13 銭
300kWh をこえる	38 円 84 銭

- (2) 料金は、電気需給契約書で定めた料金を電気需給契約書で定めた支払期日までにお支払いいただきます。

第 17 条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めに帰することのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

第 18 条 検針日

検針は、原則として所轄の一般送配電事業者がお客さま毎にあらかじめお知らせした日に、各月ごとに行うものとします。また、記録型計量器により計量する場合は、電力計の値が記録型計量器に記録される日を検針日といたします。なお非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には所轄の一般送配電事業者が予めお知らせした日以外の日に検針することがあります。

第 19 条 料金の算定期間

料金の算定期間は、次の場合を除き、原則として前月の検針時から当月の検針時までの期間（以下「**検針期間**」といいます。）といたします。

- イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または電気需給契約が消滅した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

第 20 条 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計に記録された値の読みによるものとし、第 18 条（検針日）に規定する検針日における電力量計の読み（電気需給契約が消滅した場合は、原則として消滅時における電力量計の読みといたします。）と前回検針時の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始時における電力量計の読みといたします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 所轄の一般送配電事業者の計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社等との協議によって定めます。

第21条 料金の算定

- (1) 料金は、電気需給契約ごとに、電気需給契約および本約款に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (2) 第19条（料金の算定期間）イ、ロの場合、基本料金または最低料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額または最低料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、「供給した日数」とは、第19条（料金の算定期間）イの場合においては、電気の供給の開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除くものといたします。また、第19条（料金の算定期間）ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金または最低料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金または最低料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

ミライフでんき（北陸）電灯 B およびミライフでんき（北陸）電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ ロによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

二 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

① 第19条（料金の算定期間）イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 第19条（料金の算定期間）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそ

それぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (3) 第 19 条（料金の算定期間）イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、第 19 条（料金の算定期間）ロの場合の電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第 19 条（料金の算定期間）イおよびロのいずれの場合についても、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

第 22 条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。
- イ 原則として検針日といたします。ただし、第 20 条（使用電力量等の計量）第(2)項の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き電気需給契約書に定める日といたします。なお、支払期日が休日等に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。
 - ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
 - ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) 第(2)項イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。
- イ 第(2)項イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から 2 営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 2 営業日後の日といたします。
 - ロ 第(2)項イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 5 営業日後の日といたします。
- (4) お客さまが、第(2)項イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。
- (5) 電気需給契約書において料金の支払い方法を自動引き落としと定めた場合、料金については毎月電気需給契約書に定める日に、その他についてはそのつど、お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引落しさせていただきます。かかる自動引落しがなされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、振り込み手数料は当社が負担

いたします。

- (6) 電気需給契約書において料金の支払い方法を自動引き落としと定めているにも関わらず、お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引落しが行われなかった場合には当社が改めて指定する銀行口座にお振込みいただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (7) 電気需給契約書において料金の支払い方法をクレジット払いと定めている場合は、毎月電気需給契約書に定める日に、お客さまが指定するクレジットカードによる支払いが行われたものとして取り扱います。

第23条 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。ただし、電気需給契約書において料金の支払い方法を自動引き落としと定めている場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第5章 使用および供給

第24条 適正契約の保持

当社等は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第25条 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上に保持していただきます。

第26条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社等および所轄の一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 第45条（保安等に対するお客さまの協力）第(1)項または第(2)項によって必要なお客さま

の電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第 28 条（供給の停止）、第 37 条（電気需給契約の廃止）第(1)項または第 40 条（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社等および所轄の一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 27 条 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を所轄の一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、第(1)項に準じて取り扱うとともに、お客さまは、所轄の一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに準じていただきます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社等および所轄の一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

第 28 条 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社等は、そのお客さまについて電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社等に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社等は、そのお客さまについて電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。
 - イ お客さまが料金を支払期限を超過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまが電気需給契約書および本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- ハ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ニ お客さまが破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ホ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ヘ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社等がその旨を警告しても改めない場合には、当社等は、そのお客さまについて電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客さまの責めに帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって不正に電気を使用された場合
 - ニ 第 26 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社等または所轄の一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 第 27 条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ヘ その他お客さまが電気需給契約書または本約款に反した場合。
- (4) 当社等がお客さまに第 24 条（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社等は、当該電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (5) 第(1)項から第(4)項によって電気の供給を停止する場合には、当社等は供給停止のための処置を行うと同時に、所轄の一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

第 29 条 供給停止の解除

第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実ともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社等は、すみやかに電気の供給の再開を所轄の一般送配電事業者に依頼いたします。

第 30 条 供給停止期間中の料金

第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の 50%相当額を第 21 条（料金の算定）第(2)項により停止期間中の日数につき日割計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

第 31 条 違約金

- (1) お客さまが第 28 条（供給の停止）第(3)項ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金と

して申し受けます。

- (2) 第(1)項の「免れた金額」とは、この電気需給契約、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。

第 32 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社等は、次の場合には、電気の供給が行われている時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 所轄の一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 所轄の一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等所轄の一般送配電事業者が電気の供給を中止または使用を制限もしくは中止する要請を行った場合
- (2) 第(1)項の場合には、当社等は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 第(1)項の場合には、当社は、料金の減額等はいりません。

第 33 条 損害賠償の免責

- (1) 当社は第 11 条（供給の開始）第(3)項にしたがって、お客さまに対し差額を負担する場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。
- (2) 第 32 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社等はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが第 6 条（電気需給契約締結前の確認事項）第(2)項による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社等はその賠償の責めを負いません。
- (4) 第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、第 41 条（解約等）、または期間満了によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社等はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社等は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社等の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社等が損害を受けた場合、当社等もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社等は、所轄の一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害に

つき、責任を負わないことといたします。

第34条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社等および所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工事との合計額

第6章 契約の変更および終了

第35条 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、第2章（契約について）に定める新たな電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、契約電流、契約容量または契約電力の変更その他の軽微な変更については、電話等による変更の申込みを受け付ける場合があります。

第36条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

第37条 電気需給契約の廃止

- (1) 電気需給契約は、その期間満了をもって消滅いたします。ただし、第8条（電気需給契約の成立および契約期間）第(2)項口によって電気需給契約が更新された場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (3) 電気需給契約は、第40条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めに帰することのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- (4) 第 40 条（解約等）によって、当社が電気需給契約を解約した場合は、解約日に電気需給契約は消滅するものといたします。

第 38 条 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された後に、1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、電気需給契約が消滅する場合またはお客さまが契約電力を減少もしくは増加される場合で、電気需給契約の消滅または変更において、当社等が接続供給契約に基づき所轄の一般送配電事業者から当該契約の料金の精算を求められる場合には、当社等はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 39 条 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約容量もしくは契約電力の変更または電気需給契約が消滅する場合に、当社等がお客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社等はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 40 条 解約等

- (1) 第 28 条（供給の停止）による電気の供給の停止と同時または停止後、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、第 37 条（電気需給契約の廃止）第(2)項による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社等が需給を終了させるための処置をおこなった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

第 41 条 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

第 7 章 工事および工事費の負担

第 42 条 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社等が接続供給契約に基づいて所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社等は、お客さまよりその負担金を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社等は当該所轄の一般送配電事業者から請求された費用をお客さまより申し受けます。

- (3) その他お客さまの側の事情に基づき当社等が所轄の一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費を負担していただきます。

第43条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の二次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として当社等または所轄の一般送配電事業者の所有とし、当社等または所轄の一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の二次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社等との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、第(1)項によりお客さまが施設した設備については、当社等および所轄の一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更する場合には、当社等は、実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。
- (5) お客さまが契約容量または契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社等はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまに申し受けます。

第8章 保安

第44条 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の所轄の一般送配電事業者の電気工作物について、所轄の一般送配電事業者が保安の責任を負います。

第45条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社等および所轄の一般送配電事業者は、直ちに適当な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社等および所轄の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社等の計量器もしくは所轄の一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社等または所轄の一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していた

だき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社等は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

第9章 その他

第46条 連絡体制

お客さまおよび当社等は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立および維持するものとし、詳細についてはお客さまと当社等が協議の上これを定めることとします。

第47条 守秘義務

お客さまおよび当社等は、電気需給契約に関して知り得た事項 ((a)受領時点で既に当事者が相手方に対して守秘義務を負うことなく所有・保持していた情報、(b)受領時点で既に公知となっている情報、(c)第三者から適法に入手した情報、および(d)受領当事者の責めによらず公知となった情報を除きます。) につき厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り、他に漏洩してはならないものとし、ただし、電気需給契約の履行のため必要な場合、電気需給契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を行う者に対して守秘義務を課した上で開示する場合、法令上の根拠に基づきまたは公的機関より開示を要求された場合その他止むを得ない場合はこの限りでないものとし、

第48条 暴力団排除条項

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時において「反社会的勢力」(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいいます。以下同じ。)) または暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下、「暴力団員等」といいます。))が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、および⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。)ではないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。
- (2) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時において「反社会的行為」(①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損

し、またはその業務を妨害する行為、および⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいいます。)を行っていないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。

- (3) お客さまおよび当社は、相手方が第(1)項または第(2)項のいずれかに違反した場合は、催告等なくして直ちに相手方に通知することにより電気需給契約を解除することができるものとします。
- (4) お客さまおよび当社は、第(3)項に基づく解除により、第(1)項または第(2)項に違反した相手方に損害を与えた場合においても、一切の損害賠償の責任を負わないものとします。

第 49 条 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本約款は 2024 年 4 月 1 日より施行するものとします。

別表

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金については、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

i. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (79,800 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ii. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 79,800) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

電力量料金	1キロワット時につき	16銭5厘
-------	------------	-------

(3) 適用対象

(1)、(2)の規定は、第15条(契約種別)第(1)項各号の契約種別に適用いたします。

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。